

## ②特定事業所加算Ⅱの取得（令和２年度以降）

ア 介護支援専門員１人当たりの利用者数が４０人を超えると報酬減算となるため、３９人を上限とし、全体で１１７人を超えることが見込まれる時点で、介護支援専門員を１人増員することを検討し、更なる利用者を受け入れる体制を整える。

イ 加算要件が満たされた時点で、遅滞なく特定事業所加算Ⅱ（＋１００単位）を取得する。

その結果、月額約９４千円、年間約１，１２７千円の収入増となる。

（参考）特定事業所加算Ⅱの主な算定要件等

算定要件等	加算Ⅱ	対応状況
単位	４００単位	
主任介護支援専門員	１人以上	済
介護支援専門員	３人以上	未（２人）
２４時間常時連絡体制	○	済
地域包括支援センターからの支援困難ケースの受託	○	済
他の法人と共同で事例検討会等を実施	○	済

## ③他部門との連携

○訪問介護、通所介護への紹介率の増

ア 国の基準では、特定のサービス事業者への紹介率が８０％を超えると報酬減算となるが、本会の訪問介護、通所介護への紹介率は、訪問介護が約３３％、通所介護が約５２％といずれも基準内である。公平性・中立性を保ちながら、減算とならない範囲内で本会の訪問介護、通所介護事業への紹介率を高めていく。

## ４）事業の方向性 ⇒ 改善継続

①居宅介護支援事業は若干の赤字経営となっているが、収支は大幅に改善されていることから、収支の均衡を図りつつ、他の介護保険事業との連携強化を進めることにより、介護保険事業全体での経営改善効果が見込めること

②居宅介護支援事業は介護保険制度の入口であり、本会が実施する地域福祉部門との連携を密にし、介護ニーズに適切に対応することで、福祉と介護の隙間を埋めることになり、居宅介護支援の利用者増につながるが見込まれること